

医) 今野病院 グループホーム青葉
指定認知症対応型共同生活介護
[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]
運営規程

前文 I

グループホーム青葉の倫理綱領

私たち、グループホーム青葉で働くすべての者は、認知症によって自立した生活が困難になった方々が、尊厳をもち安心して生活することができるよう支援を行うことに使命感を持ち、力を尽くすことを誓います。

グループホームを利用される方は自分自身で自分自身のすべてのことを行うことが難しくなっております。また、介護サービスは、それぞれの利用者が安心して尊厳のある生活を支援する形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホームで働く私たちは常に公平でなければならないと自覚しています。

私たちは、利用者の利益を守ることを第一とし、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。これは、利用者の安心と尊厳のある生活を守るとともに、私達の運営するグループホーム青葉に対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム青葉の存続と発展に資するものと信じます。

グループホーム青葉において、認知症になっても住み慣れた町で慣れ親しんだ生活を続けることができるということ、またそれによって明るい長寿社会に貢献したいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

- 1 私たちは、利用者をひとりの個人として尊重し、安心と尊厳のある生活を営むことができるように努めます。
- 2 私たちは、利用者が利用者自身で主体的な意思決定を行えるよう支援し、その意思決定を尊重し行動します。
- 3 私たちは、利用者が安らぎと自身を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
- 4 私たちは、利用者が残された能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
- 5 私たちは、利用者がその家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
- 6 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
- 7 私たちは、暴力や虐待及び身体的精神的拘束を行いません。
- 8 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
- 9 私たちは、苦情を前向きに捉え、それにより職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努めます。
- 10 私たちは、グループホーム青葉の社会的責任を認識し、質の高い介護を提供できるよう研修、研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努めます。

前文 Ⅱ

グループホーム青葉利用者の権利

グループホーム青葉では、認知症によって自立した生活が困難になった方々に、地域とのふれあいを大切にしながら、家庭的な雰囲気の中で、その人らしく、ゆったり、楽しく、自由な生活が送れるように支援します。それは、今まで慣れ親しんだ生活を継続し、少人数の親しみのある人間関係と残された能力を出来るだけ活かした生活をもたらすことによってもたらされます。

グループホーム青葉職員は、認知症について正しい理解をし、介護サービスについて専門的な知識や技術を得、それによりグループホーム青葉利用者は一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。

グループホーム青葉では利用者が当然に持つものとして、下記の倫理綱領を表明し、グループホーム青葉で介護を行うすべての者はこれらを尊重し守ることを誓います。

利用者とその家族は、以下の権利を事業者に対して主張することができます

- 1 一人ひとりそれぞれの生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、安心と尊厳を維持する権利
- 2 生活や介護サービスにおいて、十分に情報が提供され、利用者それぞれの自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- 3 安心感と自身が持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- 4 残された能力を出来るだけ活かすことができるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- 5 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- 6 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- 7 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- 8 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利
- 9 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- 10 生活や介護サービスについて職員に苦情を訴え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

(事業の目的)

第1条 医療法人 完光会 今野病院 今野里美が設置するグループホーム青葉（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

8 前7項のほか、「大牟田市指定密着型サービスに関する基準を定める条例」、「大牟田市指定密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名称 | 医) 今野病院 グループホーム青葉 |
| (2) 所在地 | 福岡県大牟田市青葉町1 2番地 1 1 |

(従業員の職種、職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、医療機関との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

- | | | |
|----|-------|----|
| 内訳 | 1ユニット | 9名 |
| | 2ユニット | 9名 |

(指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容)

第7条 本事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第 8 条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一つの共同生活につき 1 名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、該当認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用する事がある。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護計画の作成)

第 9 条 介護計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護の等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、該当目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]計画を作成する。

- 2 介護作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]計画の作成後に

においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行うものとの連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)によるものとする。

3 料金表は重要事項説明書に記載

4 その他日常生活において通常必要となる物に係る費用で利用者が負担する事が適当と認められる物の実費について徴収する。

5 月の途中における入退所について日割り計算とする。

6 前5項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する

7 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防

認知症対応型共同生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の対象者は要介護者[要支援者]であって認知症であるものうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象者から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申し込み者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申し込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申し込み者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - (3) 事業者において、従業者に対し、感染の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者の協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4、事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（協力医療機関等）

第 15 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関定めるよう努めるものとする。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保していること。
 - (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診察を行なう体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療

機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

第16条 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提

供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（秘密保持）

- 第18条 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 3 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

- 第19条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束）

- 第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

（地域との連携など）

第 21 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括センターの職員、認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」と言う。）を設置し、2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容ら及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 23 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

※第 21 条については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。

（職員の研修への参加）

第 24 条 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上の為に

研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 身体拘束に関する研修 年2回
- (3) 虐待に関する研修 年2回
- (4) 権利擁護と成年後見制度に関する研修 年1回
- (5) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (6) 介護予防に関する研修 年1回
- (7) 看取りの研修 年1回
- (8) 感染症に関する研修・訓練 年2回
- (9) 非常災害の対応に関する研修・訓練 年2回
- (10) 火災避難訓練に関する訓練 年2回

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規定は定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人 完光会 今野病院 今野里美と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、

平成12年8月1日 制定
平成16年8月1日 一部改定
平成20年4月1日 一部改定
平成20年8月1日 一部改定
平成21年4月1日 一部改定
平成24年4月1日 一部改定
平成26年4月1日 一部改定
平成27年4月1日 一部改定
平成27年8月1日 一部改定
平成29年4月1日 一部改定
平成30年4月1日 一部改定
平成30年8月1日 一部改定

平成31年3月1日 一部改定
令和元年10月1日 一部改定
令和2年2月1日 一部改定
令和2年7月1日 一部改定
令和5年3月1日 一部改定
令和5年7月1日 一部改定
令和6年4月1日 一部改定
令和7年11月1日から施行する。